

---

# 水道料金の改定について

かずさ水道広域連合企業団

---

# 1 水道料金改定に至る経緯・必要性

## (1) 君津地域水道事業統合広域化基本計画での考え方について

平成29年10月に策定した「君津地域水道事業統合広域化基本計画」(※)では、平成31年4月の事業統合時の水道料金統一が実質的に困難であるとし、統一のプロセスとして令和6年度に、木更津市域の水道料金を据え置き、君津・富津・袖ヶ浦市域の水道料金を引き上げた上で、交付金による事業の終了直後である令和11年度の統一を目標としました。

この考え方に基づき改定案の検討を行い、11月議会定例会での議決を経て水道料金の改定が決まったことから説明を行うものです。

(※) は38ページに用語解説あり。

## (2) 水道料金の検討条件について

平成31年3月に作成した「かずさ水道広域連合企業団広域計画」(※)に基づき、以下の条件で検討を行いました。

- ① 水道料金の算定期間は、令和6年度から令和10年度までの5年間とする。
- ② 令和10年度までは、市域ごとに異なる水道料金で、会計も市域ごと(セグメント会計)とする。(※)
- ③ 算定期間中、損益収支(※)が赤字にならない範囲で料金改定を行うこととする。
- ④ 繰越留保資金(※)について、収益的支出の40%を目安とする。(基本計画においても40%を目安としている。)
- ⑤ 繰越留保資金が一定になるよう、毎年企業債の充当額を設定する。
- ⑥ 事業の実施において見込まれる、国の交付金等を活用する。
- ⑦ 料金統一までに施設整備水準の平準化と経営基盤の強化を図るため、建設改良事業等に係る総務省繰出基準に合致する出資金を見込むものとする。

(※) は38ページから41ページに用語解説あり。

## (3) 料金改定の必要性について

### ① 4市域の現状の収支見通しについて

料金改定を行わない場合の、令和10年度までの収支見通しを試算したところ、収益的収支では、君津市域、富津市域及び袖ヶ浦市域が赤字を計上することとなりました。繰越留保資金も、水道事業の運営に必要な額を確保できなくなる見込みです。

なお、木更津市域は、現行の水道料金でも収益的収支の黒字、繰越留保資金の必要額を確保できる見込みです。

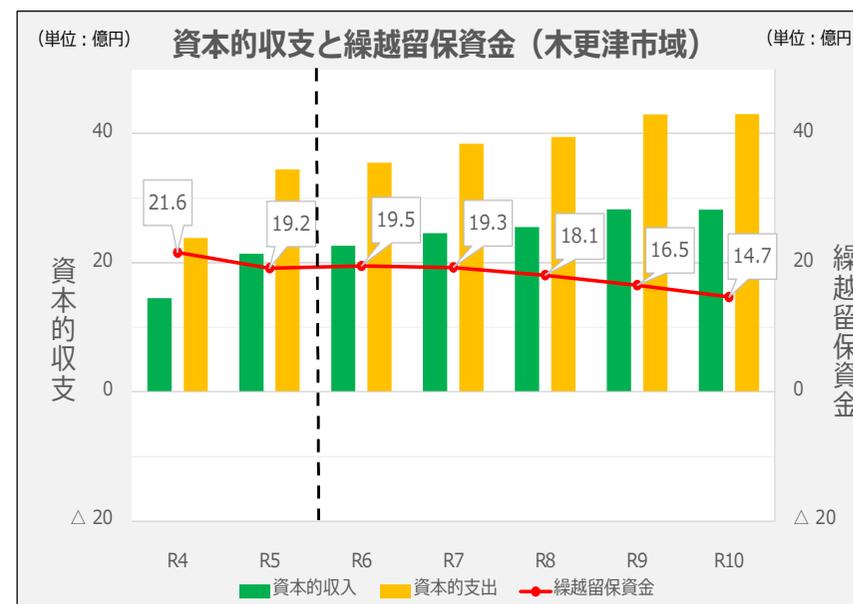
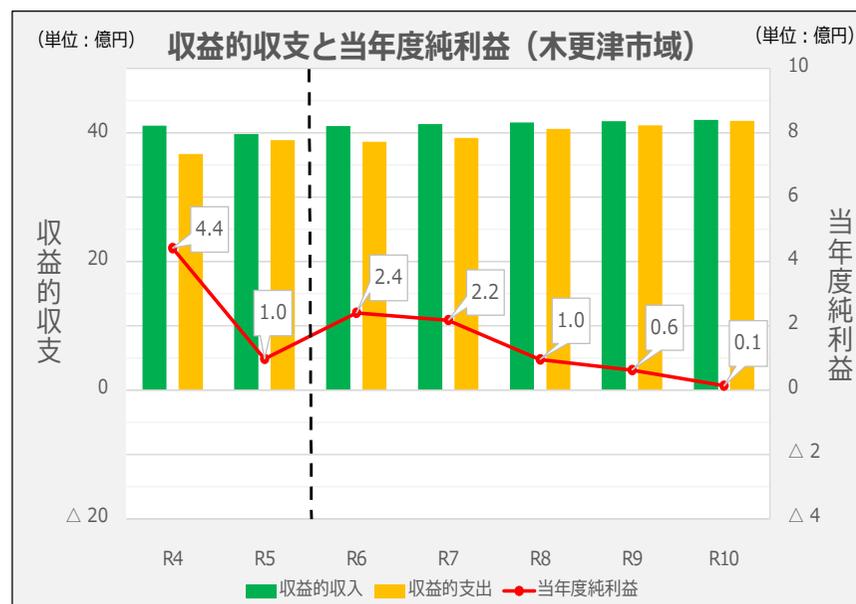
目安：当年度純利益（※）→赤字にならない（△にならない）ようにする。

繰越留保資金 →収益的支出の40%（木更津市域14億円、君津市域8億円、富津市域6億円、袖ヶ浦市域7億円）を目安とする。

（※）は40ページに用語解説あり。

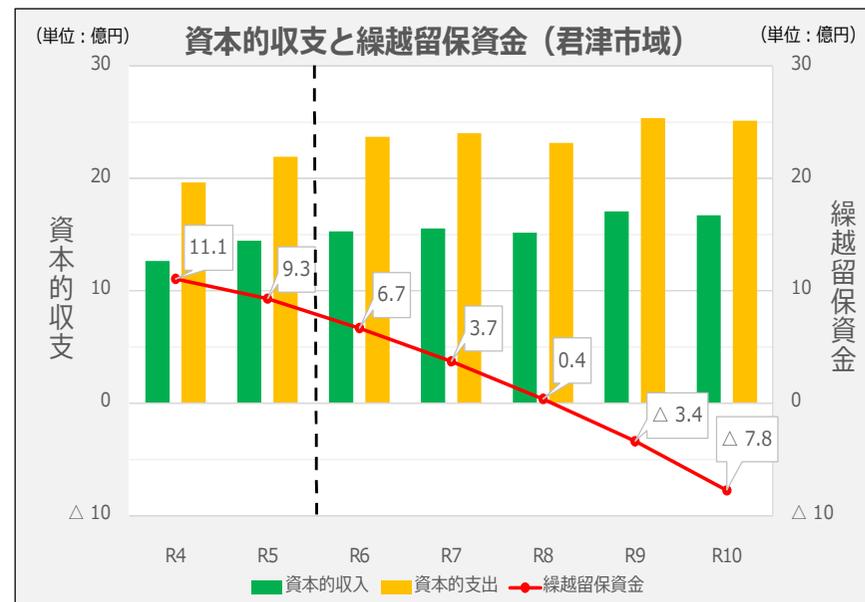
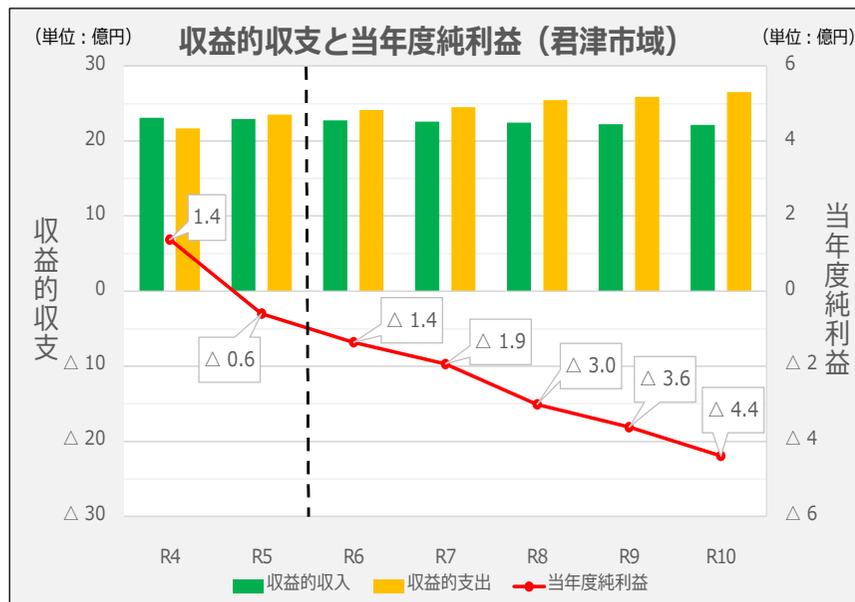
# (3) 料金改定の必要性について

## ① 4市域の現状の収支見通しについて（木更津市域）



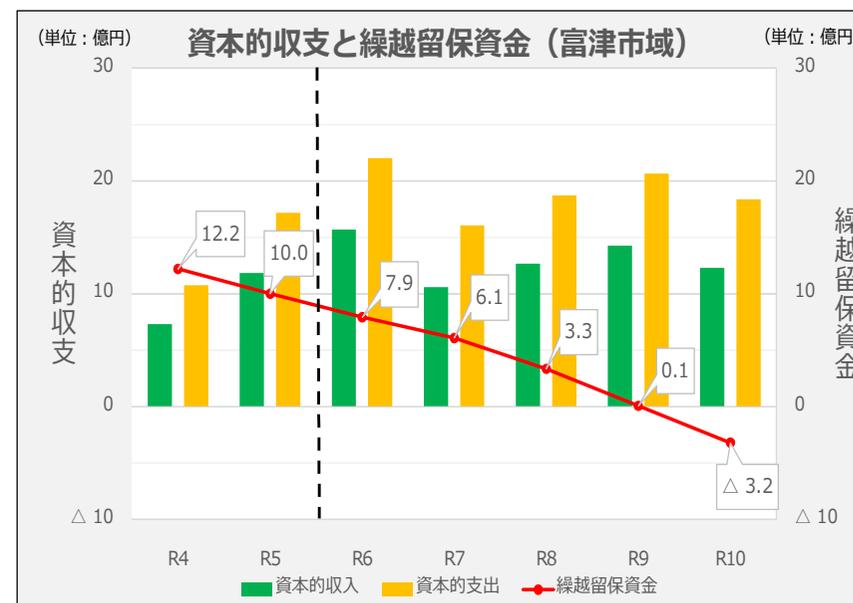
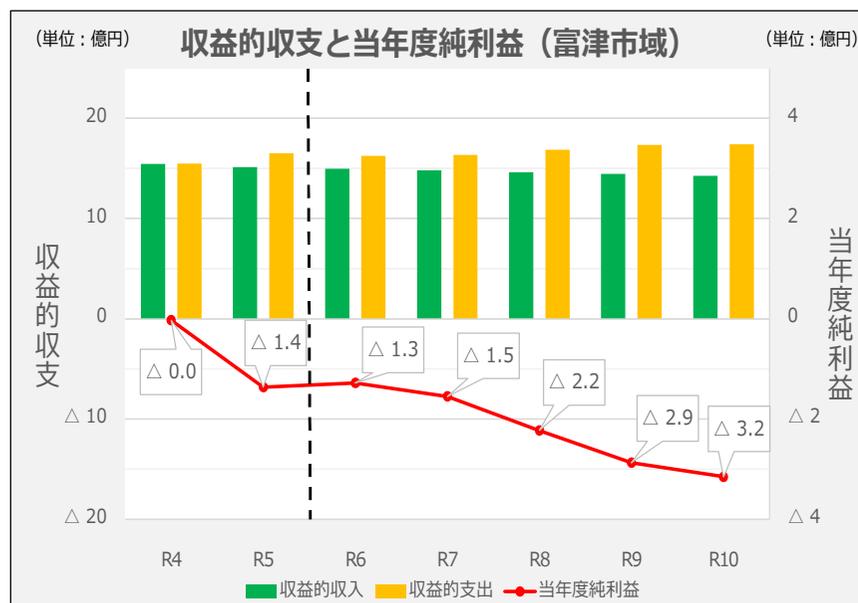
## (3) 料金改定の必要性について

### ① 4市域の現状の収支見通しについて (君津市域)



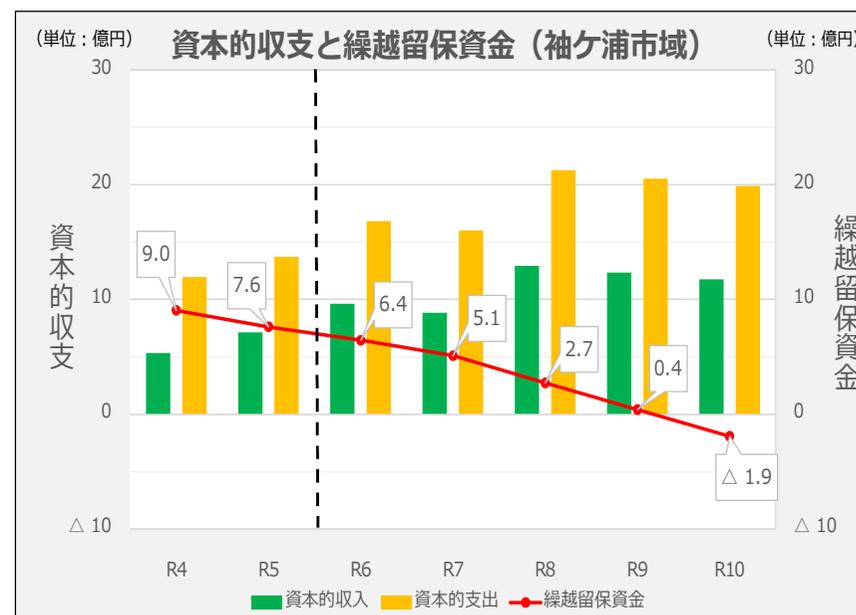
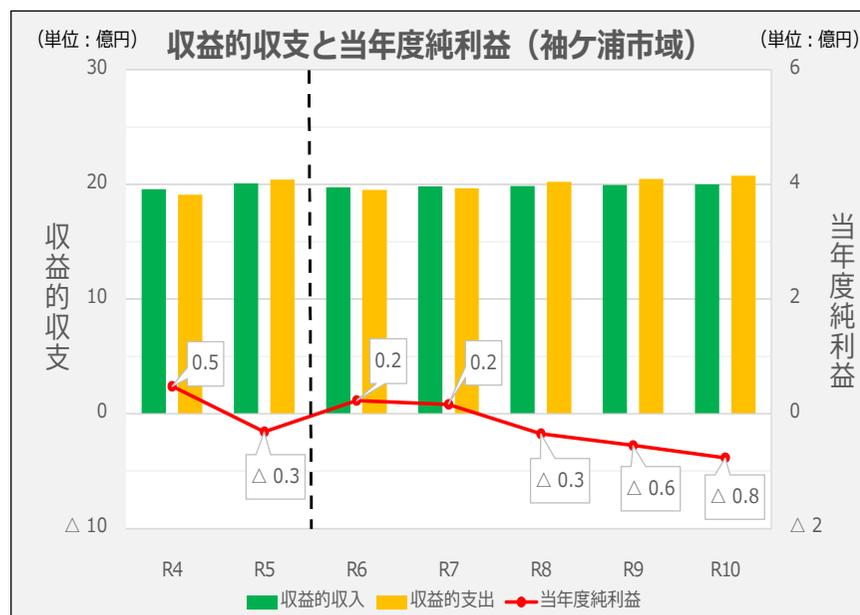
# (3) 料金改定の必要性について

## ① 4市域の現状の収支見通しについて (富津市域)



# (3) 料金改定の必要性について

## ① 4市域の現状の収支見通しについて（袖ヶ浦市域）



## (3) 料金改定の必要性について

### ② 水道施設老朽化・耐震化への対応について

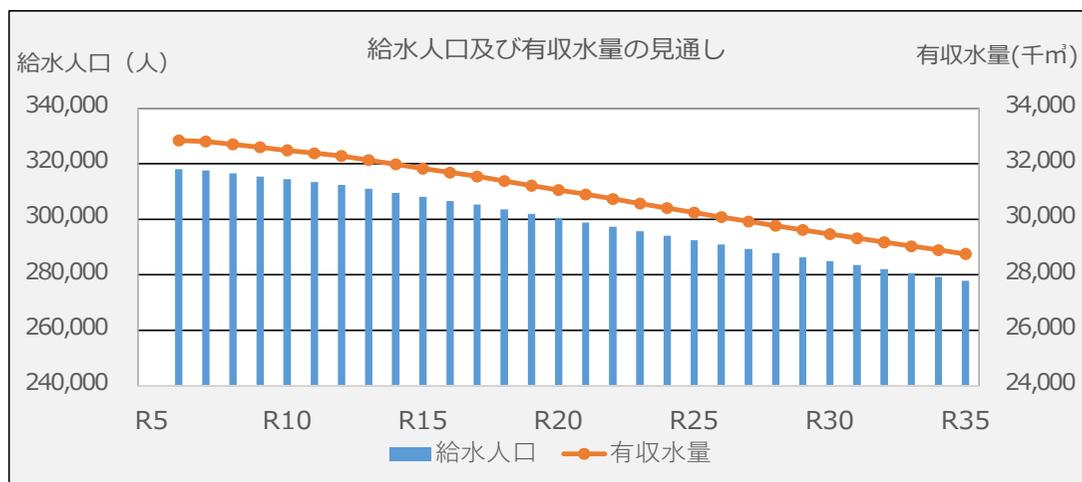
基本計画では、脆弱性のある石綿セメント管、塩ビ管、普通鋳鉄管を老朽管と定め、令和20年度におおむね解消するものとしています。令和元年度から老朽管（統合時1,145km）の更新工事を年間約36km行い、令和4年度末の老朽管の割合は統合前の39.9%から35%へ減少しました。一方で依然として多くの老朽管が残り、有効率は令和4年度末で86.2%と改善しておらず、引き続き老朽管の更新を進めていくため、財源を確保する必要があります。

また、日本各地で大規模地震や大型台風により水道施設が被害を受け断水が発生しており、水道施設の計画的な耐震化・強靱化を進めていく必要があります。

## (3) 料金改定の必要性について

### ③ 給水人口及び有収水量の減少を見込んだ収入の確保について

令和6年度から令和35年度までの30年間で、給水人口及び有収水量（※）ともに約13%減少する見通しであり、事業を継続するための収入確保が必要となります。



(※) は39ページに用語解説あり。

※令和4年度実績値を基に

各種統計資料を調整して算出した。

## (3) 料金改定の必要性について

### ④ 事業統合のメリット活用と経営努力の推進について

#### 《事業統合のメリット》

- 国の統合広域化交付金（令和元～10年度まで）を活用することができます。

⇒令和元～10年度までの交付金見込額：約121億円

- 事業統合にあたり、構成団体より出資金を繰り入れることで、「企業債残高の抑制」と「企業債に係る支払利息の低減による給水原価の抑制」ができます。

⇒令和元～10年度までの出資金見込額：82億6760万円

- 市境の連絡管整備を行うことで、緊急時の水の相互融通や水道施設の統廃合を進めることができます。
- 安定給水を実現するため、人材の確保や技術継承が行えること。

⇒令和5年4月1日現在職員数157人（県内水道事業体の中で2番目に多い）（水道事業部門88人、水道用水供給事業部門69人）

- かずさ水道広域連合企業団一丸となり、市域にとらわれない災害対応を行うことができます。

⇒令和元年台風第15号：16日間延べ職員数約1,950人

⇒令和2年度富津市笹毛地先送水管漏水事故：5日間延べ職員数約520人

## (3) 料金改定の必要性について

### ④ 事業統合のメリット活用と経営努力の推進について

#### 《経営努力》

##### ●事業費の経費節減

##### ア. 工事の施工単価を節減するための検討

⇒水道管のダウンサイジング検討（管路口径の変更）（節減効果としては、工事費の2割程度が見込まれます。）

⇒工事発注時期の見直し（集中監視設備更新工事等）、発注工事の大規模化検討（仮設管や諸経費等の縮減）

##### イ. 物価高騰による電力費などの諸経費増加に対する対応

⇒水道用水供給事業の浄水施設運転方法検討（夜間電力等の利用）、省エネルギー対策の検討（ペーパーレス化や消費電力の縮小等）

##### ウ. その他の検討

⇒漏水調査について新たな技術の導入検討（衛星を活用した漏水調査等）、営業所の運営方法見直し（営業所集約・営業時間等の検討）、

遊休施設の利活用検討（売却等の検討）

##### ●民間企業への業務委託拡充及び集約化

効率的な事業運営と給水サービス向上を実現するため、経費節減の観点から、業務委託の拡充及び集約化を行っています。

---

## 2 料金改定の経過

## (1) 料金改定実施時期について

国の交付金制度を最大限活用し、老朽化した水道施設の更新を基本計画に沿って進める中、水需要の減少に伴う水道料金収入の減少や物価高騰による更なる費用の増加が、今後も見込まれます。

君津市域、富津市域及び袖ヶ浦市域の3市域については、現行料金のままでは、経営努力を行ったとしても、損益収支又は繰越留保資金がいずれの市も令和6年度から基準を下回ることから、**令和6年4月1日**に料金改定を実施することとしました。

- 君津市域 : 損益収支 →令和5年度から赤字  
繰越留保資金→令和6年度から収益的支出の40% (8億円) を下回る。
- 富津市域 : 損益収支 →令和4年度から赤字  
繰越留保資金→令和8年度から収益的支出の40% (6億円) を下回る。
- 袖ヶ浦市域 : 損益収支 →令和8年度から赤字  
繰越留保資金→令和6年度から収益的支出の40% (7億円) を下回る。

## (2) 財政シミュレーション結果について

近年の大規模な自然災害、漏水事故への対応や物価上昇など、基本計画策定時には見込んでいなかった費用が増加しており、現在策定中の広域連合ビジョンにおいて、財政シミュレーションの再検討を行いました。

### ① 資本的収支（※）

資本的収支においては、基本計画で予定している事業量を着実に進めていくための事業費を計上しました。その結果、物価上昇により工事単価が上昇していることから事業費が増加することとなり、また、事業費の増加に伴い企業債借入額及び企業債残高が増加することとなりました。

### ② 収益的収支（※）

収益的収支においては、事業費の伸びに伴い減価償却費が増加し、また、労務単価や電気料金等の上昇、統合広域化に伴うサービス内容の拡充等により委託料が増加した結果、費用全体としても増加することとなりました。

（※）は38ページ及び41ページに用語解説あり。

## (2) 財政シミュレーション結果について

### ① 4条収支（資本的収支）※税込み

| R6~R10 事業費 (単位: 億円) |       |       |       |
|---------------------|-------|-------|-------|
|                     | 基本計画  | ビジョン  | 差     |
| 木更津市域               | 86.9  | 158.4 | 71.5  |
| 君津市域                | 52.2  | 91.6  | 39.4  |
| 富津市域                | 33.0  | 75.6  | 42.6  |
| 袖ヶ浦市域               | 36.0  | 67.1  | 31.1  |
| 4市域合計               | 208.1 | 392.7 | 184.6 |

| R6~R10 国庫補助金 (単位: 億円) |      |      |      |
|-----------------------|------|------|------|
|                       | 基本計画 | ビジョン | 差    |
| 木更津市域                 | 27.3 | 37.7 | 10.4 |
| 君津市域                  | 13.5 | 23.0 | 9.5  |
| 富津市域                  | 8.8  | 18.6 | 9.8  |
| 袖ヶ浦市域                 | 9.0  | 15.8 | 6.8  |
| 4市域合計                 | 58.6 | 95.1 | 36.5 |

| R6~R10 企業債借入額 (単位: 億円) |      |       |       |
|------------------------|------|-------|-------|
|                        | 基本計画 | ビジョン  | 差     |
| 木更津市域                  | 34.2 | 86.8  | 52.6  |
| 君津市域                   | 10.7 | 31.2  | 20.5  |
| 富津市域                   | 1.4  | 23.0  | 21.6  |
| 袖ヶ浦市域                  | 21.4 | 34.7  | 13.3  |
| 4市域合計                  | 67.7 | 175.7 | 108.0 |

| R10 企業債残高 (単位: 億円) |       |       |       |
|--------------------|-------|-------|-------|
|                    | 基本計画  | ビジョン  | 差     |
| 木更津市域              | 94.4  | 148.0 | 53.6  |
| 君津市域               | 54.2  | 76.8  | 22.6  |
| 富津市域               | 24.5  | 58.8  | 34.3  |
| 袖ヶ浦市域              | 61.5  | 69.4  | 7.9   |
| 4市域合計              | 234.6 | 353.0 | 118.4 |

### ② 3条収支（収益的収支）※税抜き

| R6~R10 減価償却費 (単位: 億円) |       |       |     |
|-----------------------|-------|-------|-----|
|                       | 基本計画  | ビジョン  | 差   |
| 木更津市域                 | 57.7  | 61.7  | 4.0 |
| 君津市域                  | 34.7  | 36.8  | 2.1 |
| 富津市域                  | 25.7  | 27.8  | 2.1 |
| 袖ヶ浦市域                 | 31.4  | 32.7  | 1.3 |
| 4市域合計                 | 149.5 | 159.0 | 9.5 |

| R6~R10 委託料 (単位: 億円) |      |      |      |
|---------------------|------|------|------|
|                     | 基本計画 | ビジョン | 差    |
| 木更津市域               | 14.2 | 22.4 | 8.2  |
| 君津市域                | 12.1 | 23.8 | 11.7 |
| 富津市域                | 7.4  | 12.9 | 5.5  |
| 袖ヶ浦市域               | 7.7  | 13.8 | 6.1  |
| 4市域合計               | 41.4 | 72.9 | 31.5 |

| R6~R10 水道事業費用 (単位: 億円) |       |       |      |
|------------------------|-------|-------|------|
|                        | 基本計画  | ビジョン  | 差    |
| 木更津市域                  | 189.1 | 201.5 | 12.4 |
| 君津市域                   | 112.7 | 126.5 | 13.8 |
| 富津市域                   | 72.4  | 84.1  | 11.7 |
| 袖ヶ浦市域                  | 91.3  | 100.6 | 9.3  |
| 4市域合計                  | 465.5 | 512.7 | 47.2 |

※差はビジョン値から基本計画値を差し引いた値

### (3) 供給単価及び平均改定率について

事業費、水道事業費用等が増加したことにより減少した損益収支の黒字と繰越留保資金を確保するために、供給単価（※）及び平均改定率も基本計画より増加することとなりました。そのため、市民負担の軽減を図るべく、君津市、富津市及び袖ヶ浦市の3市から営業助成補助を支出していただくことで調整しており、これにより平均改定率を抑えています。

なお、実際の営業助成補助の金額については、各市と協議のうえ支出額を決定します。

#### ① 君津市域

|              | 営業助成補助<br>なし | ⇒ | 営業助成補助<br>あり | 差<br>(あり-なし) | 【参考】<br>基本計画 |
|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|
| 供給単価 (単位：円)  | 321.16       |   | 302.63       | △18.53       | 274.07       |
| 平均改定率 (単位：%) | 23.10        |   | 16.00        | △7.10        | 4.61         |

(※) は42ページに用語解説あり。

### (3) 供給単価及び平均改定率について

#### ② 富津市域

|              | 営業助成補助<br>なし | ⇒ | 営業助成補助<br>あり | 差<br>(あり－なし) | 【参考】<br>基本計画 |
|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|
| 供給単価 (単位：円)  | 393.22       |   | 352.46       | △40.76       | 329.34       |
| 平均改定率 (単位：%) | 26.15        |   | 13.07        | △13.08       | 5.17         |

#### ③ 袖ヶ浦市域

|              | 営業助成補助<br>なし | ⇒ | 営業助成補助<br>あり | 差<br>(あり－なし) | 【参考】<br>基本計画 |
|--------------|--------------|---|--------------|--------------|--------------|
| 供給単価 (単位：円)  | 258.89       |   | 256.14       | △2.75        | 256.14       |
| 平均改定率 (単位：%) | 11.01        |   | 9.84         | △1.17        | 4.67         |

## (4) 3市域の料金改定後の収支見通しについて

3市域の料金改定後の収支見通し（市からの営業助成補助あり）は次のとおりです。

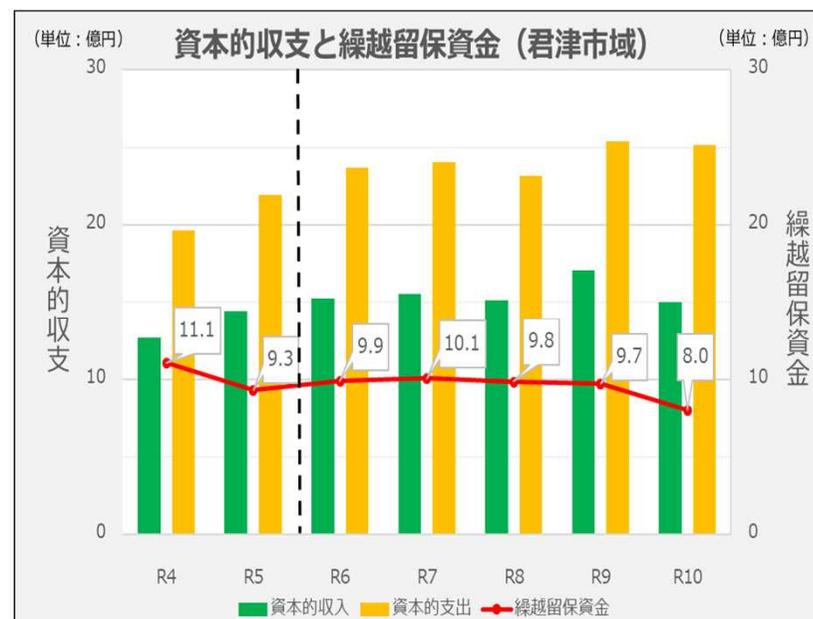
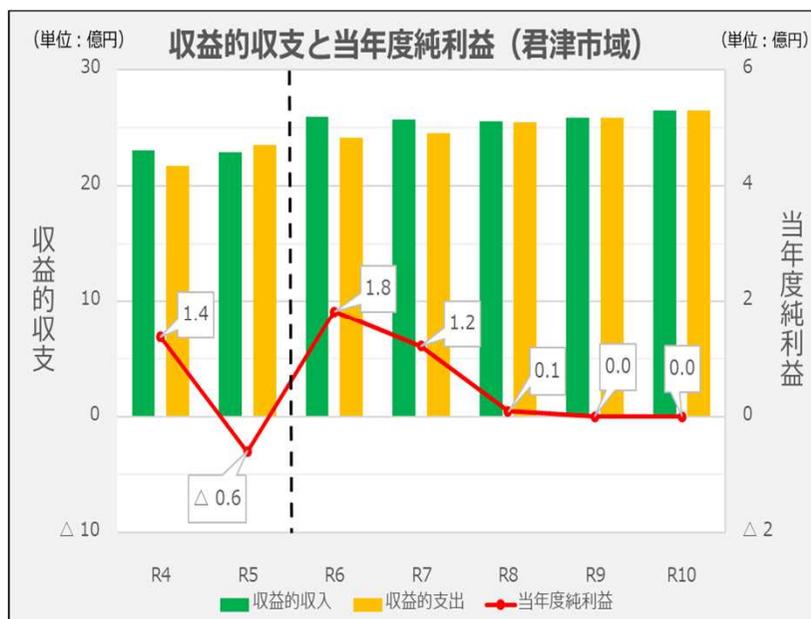
3市域とも料金算定期間の5年間を通じて損益収支の黒字を確保し、繰越留保資金も水道事業の運営に必要な額を確保できる見込みです。

目安：当年度純利益→赤字にならない（0以上になる）ようにする。

繰越留保資金→収益的支出の40%（君津市域8億円、富津市域6億円、袖ヶ浦市域7億円）を目安とする。

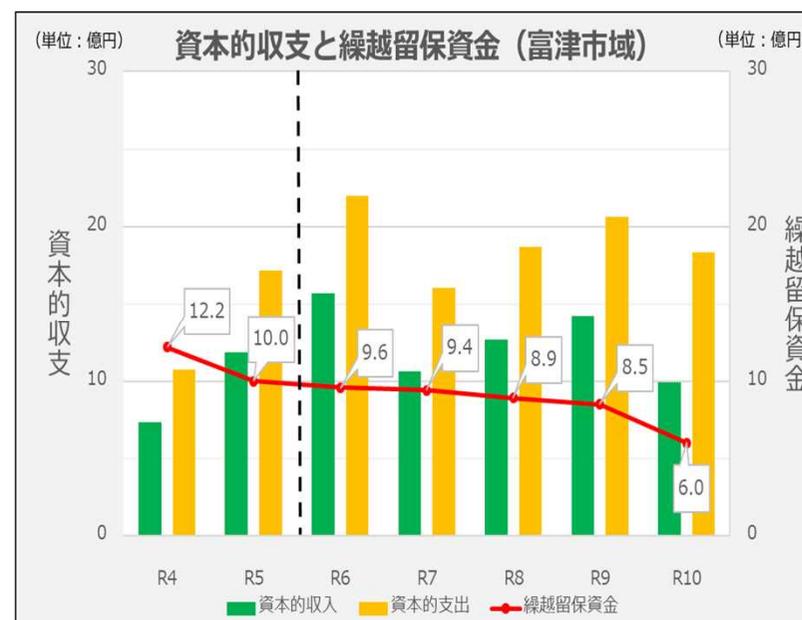
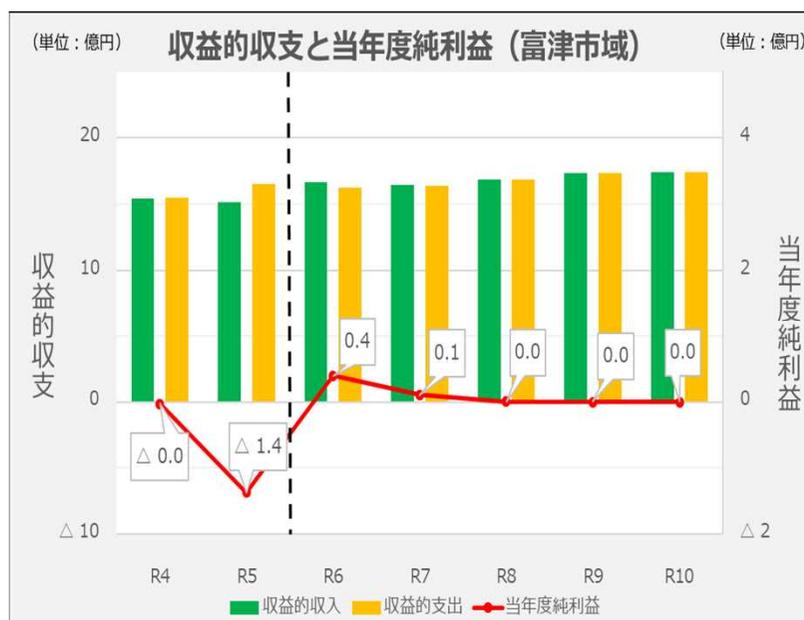
## (4) 3市域の料金改定後の収支見通しについて

### ① 君津市域



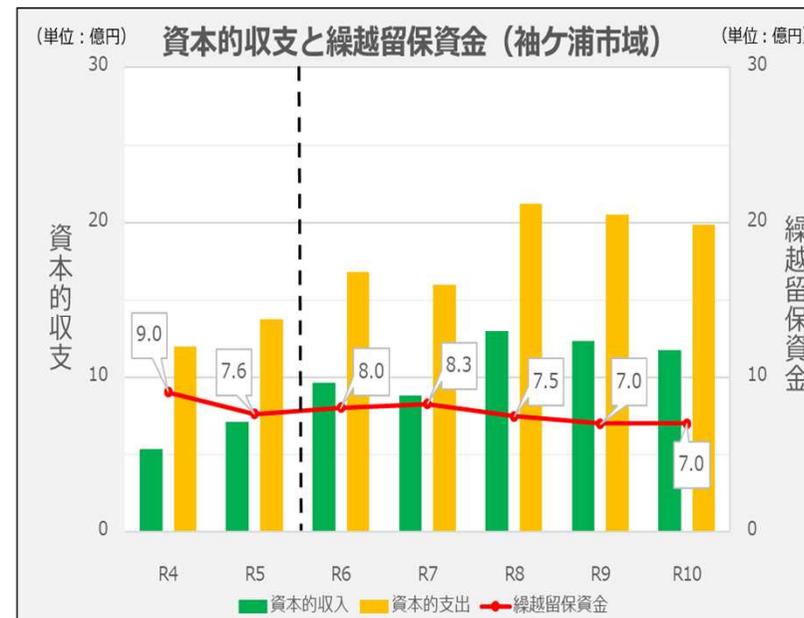
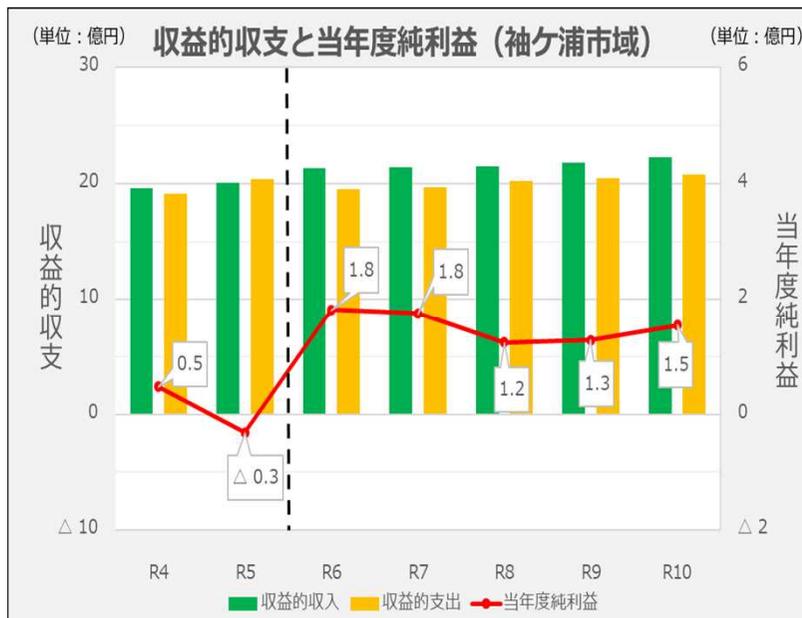
## (4) 3市域の料金改定後の収支見通しについて

### ② 富津市域



## (4) 3市域の料金改定後の収支見通しについて

### ③ 袖ヶ浦市域



## (5) 料金改定後の料金について

### ① 料金表の全体作成方針

令和11年度を目標としている料金統一時においては、経営基盤の強化に資する、料金体系の構築を目指します。

今回、料金改定を予定する3市域は、現行料金体系は大きく変更せず、料金統一を見据えた単価の改定を行うこととします。

- 安定的な収益を確保するため、水道料金収入全体に占める基本料金の比率を高めていくこととします。
- 大口径の使用水量の減少が予想される中、小口径の水量料金にも広く薄く負担を求めていくこととします。
- 現在の市域ごとの体系を活かしつつ、口径や水量によって極端な料金の上昇が起こらないよう工夫していくこととします。

## (5) 料金改定後の料金について

### ② 君津市域

#### 《料金表作成の考え方》

君津市からの営業助成補助金について約1億9,000万円を見込み、安定した水道事業の経営に必要な料金収入を検討した結果、供給単価は302.63円、平均改定率は16.00%となりました。平均改定率は、供給単価302.63円を令和4年度決算見込み値の供給単価260.89円で除して算出しました。

【基本料金】 平均改定率よりやや低めの、約15%の改定率とします。なお、「口径125・150mm」については、現在利用者がいないこと、料金統一を見据えた際に他市域との乖離が大きくなることから改定しないこととします。

【水量料金】 平均改定率よりやや低めの、約15%の改定率とします。

## (5) 料金改定後の料金について

### ② 君津市域

○現行の料金表

(2か月、税込)

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(円) | 水量料金 (円/m <sup>3</sup> ) |       |       |        |         |         |      |
|------------|-------------|--------------------------|-------|-------|--------|---------|---------|------|
|            |             | 1~20                     | 21~40 | 41~60 | 61~100 | 101~200 | 201~500 | 501~ |
| 13mm       | 1,980       | 132                      | 225.5 | 257.4 | 369.6  | 401.5   | 442.2   | 484  |
| 20mm       |             |                          |       |       |        |         |         |      |
| 25mm       | 3,960       |                          |       |       |        |         |         |      |
| 30mm       | 8,800       |                          |       |       |        |         |         |      |
| 40mm       | 18,480      |                          |       |       |        |         |         |      |
| 50mm       | 49,500      |                          |       |       |        |         |         |      |
| 65mm       | 75,900      |                          |       |       |        |         |         |      |
| 75mm       | 113,300     |                          |       |       |        |         |         |      |
| 100mm      | 226,600     |                          |       |       |        |         |         |      |
| 125mm      | 366,300     |                          |       |       |        |         |         |      |
| 150mm      | 653,400     |                          |       |       |        |         |         |      |



○改定後の料金表

(2か月、税込)

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(円) | 水量料金 (円/m <sup>3</sup> ) |       |       |        |         |         |       |
|------------|-------------|--------------------------|-------|-------|--------|---------|---------|-------|
|            |             | 1~20                     | 21~40 | 41~60 | 61~100 | 101~200 | 201~500 | 501~  |
| 13mm       | 2,277       | 151.8                    | 259.6 | 295.9 | 425.7  | 463.1   | 509.3   | 557.7 |
| 20mm       |             |                          |       |       |        |         |         |       |
| 25mm       | 4,554       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 30mm       | 10,120      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 40mm       | 21,252      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 50mm       | 56,881      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 65mm       | 87,208      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 75mm       | 130,185     |                          |       |       |        |         |         |       |
| 100mm      | 260,139     |                          |       |       |        |         |         |       |
| 125mm      | 366,300     |                          |       |       |        |         |         |       |
| 150mm      | 653,400     |                          |       |       |        |         |         |       |

## (5) 料金改定後の料金について

### ② 君津市域

料金改定前後の料金比較

令和6年度 料金改定  
君津市域  
平均改定率：16.00%

【令和6年度料金改定後】平均使用水量における2か月あたりの増加額（税込）

| メーター<br>口径 | 調定件数     |         | 平均使用水量における水道料金増加額（2か月あたり） |          |          |          |
|------------|----------|---------|---------------------------|----------|----------|----------|
|            | 件数       | 構成比率    | 平均使用水量                    | 現行料金     | 令和6年度料金  | 増加額      |
| 13mm       | 90,816件  | 39.432% | 23㎡                       | 5,296円   | 6,091円   | 795円     |
| 20mm       | 134,275件 | 58.301% | 34㎡                       | 7,777円   | 8,947円   | 1,170円   |
| 25mm       | 3,280件   | 1.424%  | 94㎡                       | 28,824円  | 33,173円  | 4,349円   |
| 30mm       | 628件     | 0.273%  | 188㎡                      | 71,214円  | 82,046円  | 10,832円  |
| 40mm       | 662件     | 0.287%  | 319㎡                      | 138,333円 | 159,342円 | 21,009円  |
| 50mm       | 500件     | 0.217%  | 763㎡                      | 376,684円 | 433,830円 | 57,146円  |
| 65mm       | 12件      | 0.005%  | 363㎡                      | 215,210円 | 247,707円 | 32,497円  |
| 75mm       | 103件     | 0.045%  | 994㎡                      | 552,288円 | 635,962円 | 83,674円  |
| 100mm      | 36件      | 0.016%  | 1,089㎡                    | 711,568円 | 818,898円 | 107,330円 |

※令和4年度実績

## (5) 料金改定後の料金について

### ③ 富津市域

#### 《料金表作成の考え方》

富津市からの営業助成補助金について約2億3,000万円を見込み、安定した水道事業の経営に必要な料金収入を検討した結果、供給単価は352.46円、平均改定率は13.07%となりました。平均改定率は、供給単価352.46円を令和4年度決算見込み値の供給単価311.72円で除して算出しました。

また、これまで「口径13・20mm」と「口径25mm以上」で2つの水量料金表を使用していましたが、料金統一を見据え、「口径13・20mm」の水量料金表を基に一本化を図ることとします。この結果、「口径13・20mm」にのみ導入されていた20m<sup>3</sup>までの比較的安価な水量料金が「口径25mm以上」にも適用されるため、口径によっては改定率が低く抑えられることとなりました。

【基本料金】 平均改定率どおり、約13%の改定とします。

【水量料金】 平均改定率どおり、約13%の改定とします。ただし、一般家庭の利用者に配慮し、1～20m<sup>3</sup>の区分は平均改定率を下回る改定とします。

## (5) 料金改定後の料金について

### ③ 富津市域

○現行の料金表 (2か月、税込)

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(円) | 水量料金 (円/㎡) ※13mm・20mm |        |         |         |         |      |
|------------|-------------|-----------------------|--------|---------|---------|---------|------|
|            |             | 1~20                  | 21~60  | 61~120  | 121~220 | 221~320 | 321~ |
| 13mm       | 2,750       | 88                    | 264    | 374     | 440     | 495     | 539  |
| 20mm       | 3,960       |                       |        |         |         |         |      |
|            |             | 水量料金 (円/㎡) ※25mm以上    |        |         |         |         |      |
|            |             | 1~40                  | 41~100 | 101~200 | 201~300 | 301~    |      |
| 25mm       | 6,490       | 264                   | 374    | 440     | 495     | 539     |      |
| 30mm       | 9,680       |                       |        |         |         |         |      |
| 40mm       | 19,360      |                       |        |         |         |         |      |
| 50mm       | 28,820      |                       |        |         |         |         |      |
| 75mm       | 70,620      |                       |        |         |         |         |      |
| 100mm      | 122,100     |                       |        |         |         |         |      |
| 150mm      | 別に定める       |                       |        |         |         |         |      |



○改定後の料金表 (2か月、税込)

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(円) | 水量料金 (円/㎡) |       |        |         |         |       |
|------------|-------------|------------|-------|--------|---------|---------|-------|
|            |             | 1~20       | 21~60 | 61~120 | 121~220 | 221~320 | 321~  |
| 13mm       | 3,113       | 93.5       | 298.1 | 423.5  | 498.3   | 559.9   | 610.5 |
| 20mm       | 4,477       |            |       |        |         |         |       |
| 25mm       | 7,370       |            |       |        |         |         |       |
| 30mm       | 10,956      |            |       |        |         |         |       |
| 40mm       | 21,912      |            |       |        |         |         |       |
| 50mm       | 32,626      |            |       |        |         |         |       |
| 75mm       | 79,937      |            |       |        |         |         |       |
| 100mm      | 138,215     |            |       |        |         |         |       |
| 150mm      | 別に定める       |            |       |        |         |         |       |

## (5) 料金改定後の料金について

### ③ 富津市域

料金改定前後の料金比較

令和6年度 料金改定  
富津市域  
平均改定率：13.07%

【令和6年度料金改定後】平均使用水量における2か月あたりの増加額（税込）

| メーター<br>口径 | 調 定 件 数 |         | 平均使用水量における水道料金増加額（2か月あたり） |          |          |         |
|------------|---------|---------|---------------------------|----------|----------|---------|
|            | 件数      | 構成比率    | 平均使用水量                    | 現行料金     | 令和6年度料金  | 増加額     |
| 13mm       | 64,136件 | 54.656% | 25m <sup>3</sup>          | 5,830円   | 6,473円   | 643円    |
| 20mm       | 50,009件 | 42.617% | 35m <sup>3</sup>          | 9,680円   | 10,818円  | 1,138円  |
| 25mm       | 1,755件  | 1.496%  | 88m <sup>3</sup>          | 35,002円  | 33,022円  | -1,980円 |
| 30mm       | 555件    | 0.473%  | 193m <sup>3</sup>         | 83,600円  | 86,535円  | 2,935円  |
| 40mm       | 423件    | 0.360%  | 445m <sup>3</sup>         | 224,015円 | 243,248円 | 19,233円 |
| 50mm       | 340件    | 0.290%  | 753m <sup>3</sup>         | 399,487円 | 441,996円 | 42,509円 |
| 75mm       | 96件     | 0.082%  | 1,196m <sup>3</sup>       | 680,064円 | 759,759円 | 79,695円 |
| 100mm      | 30件     | 0.026%  | 1,085m <sup>3</sup>       | 671,715円 | 750,271円 | 78,556円 |

※令和4年度実績

## (5) 料金改定後の料金について

### ④ 袖ヶ浦市域

《料金表作成の考え方》

袖ヶ浦市からの営業助成補助金について約9,600万円を見込み、安定した水道事業の経営に必要な料金収入を検討した結果、供給単価は256.14円、平均改定率は9.84%となりました。平均改定率は供給単価256.14円を令和4年度決算見込み値の供給単価233.21円で除して算出しました。

【基本料金】 「口径13mm」について、料金統一を見据え約34%と高めの改定とします。「口径25mm以上」については、他市域と比べ低めに抑えられていたことから、平均改定率を上回る約20%の改定とします。

「口径20mm」については、平均改定率になるべく近づけ約11%の改定とします。

【水量料金】 料金統一を見据え必要な調整を行い、全体的に平均改定率を上回る改定とします。1～20m<sup>3</sup>、41～60m<sup>3</sup>の区分は、比較的高めに設定されているため、平均改定率を下回る改定とします。61m<sup>3</sup>以上の区分は、比較的低めで設定されているため、平均改定率を上回る改定とします。

## (5) 料金改定後の料金について

### ④ 袖ヶ浦市域

○現行の料金表

(2か月、税込)

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(円) | 水量料金 (円/m <sup>3</sup> ) |       |       |        |         |         |       |
|------------|-------------|--------------------------|-------|-------|--------|---------|---------|-------|
|            |             | 1~20                     | 21~40 | 41~60 | 61~100 | 101~300 | 301~500 | 501~  |
| 13mm       | 1,265       | 141.9                    | 174.9 | 224.4 | 261.8  | 319     | 363     | 399.3 |
| 20mm       | 1,980       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 25mm       | 3,333       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 30mm       | 5,071       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 40mm       | 10,175      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 50mm       | 17,413      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 75mm       | 45,947      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 100mm      | 93,115      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 150mm      | 241,868     |                          |       |       |        |         |         |       |



○改定後の料金表

(2か月、税込)

| メーター<br>口径 | 基本料金<br>(円) | 水量料金 (円/m <sup>3</sup> ) |       |       |        |         |         |       |
|------------|-------------|--------------------------|-------|-------|--------|---------|---------|-------|
|            |             | 1~20                     | 21~40 | 41~60 | 61~100 | 101~300 | 301~500 | 501~  |
| 13mm       | 1,694       | 143                      | 192.5 | 237.6 | 322.3  | 369.6   | 407     | 447.7 |
| 20mm       | 2,200       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 25mm       | 4,004       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 30mm       | 6,083       |                          |       |       |        |         |         |       |
| 40mm       | 12,155      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 50mm       | 20,812      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 75mm       | 55,132      |                          |       |       |        |         |         |       |
| 100mm      | 111,738     |                          |       |       |        |         |         |       |
| 150mm      | 290,246     |                          |       |       |        |         |         |       |

## (5) 料金改定後の料金について

### ④ 袖ヶ浦市域

料金改定前後の料金比較

令和6年度 料金改定  
袖ヶ浦市域  
平均改定率：9.84%

【令和6年度料金改定後】平均使用水量における2か月あたりの増加額（税込）

| メーター<br>口径 | 調 定 件 数  |         | 平均使用水量における水道料金増加額（2か月あたり） |            |            |          |
|------------|----------|---------|---------------------------|------------|------------|----------|
|            | 件数       | 構成比率    | 平均使用水量                    | 現行料金       | 令和6年度料金    | 増加額      |
| 13mm       | 53,181件  | 31.070% | 25m <sup>3</sup>          | 4,977円     | 5,516円     | 539円     |
| 20mm       | 113,946件 | 66.570% | 35m <sup>3</sup>          | 7,441円     | 7,947円     | 506円     |
| 25mm       | 2,026件   | 1.183%  | 92m <sup>3</sup>          | 22,534円    | 25,779円    | 3,245円   |
| 30mm       | 814件     | 0.476%  | 183m <sup>3</sup>         | 52,844円    | 61,113円    | 8,269円   |
| 40mm       | 450件     | 0.263%  | 351m <sup>3</sup>         | 113,784円   | 131,186円   | 17,402円  |
| 50mm       | 503件     | 0.294%  | 816m <sup>3</sup>         | 301,287円   | 341,959円   | 40,672円  |
| 75mm       | 181件     | 0.106%  | 1,541m <sup>3</sup>       | 619,314円   | 700,861円   | 81,547円  |
| 100mm      | 60件      | 0.035%  | 2,811m <sup>3</sup>       | 1,173,593円 | 1,326,046円 | 152,453円 |
| 150mm      | 6件       | 0.003%  | 16,181m <sup>3</sup>      | 6,660,987円 | 7,490,303円 | 829,316円 |

※令和4年度実績

## (5) 料金改定後の料金について

### ●偶数月10日検針の場合

| 年月 | 令和6年2月      | 令和6年3月 | 令和6年4月  | 令和6年5月 | 令和6年6月                      | 令和6年7月 |
|----|-------------|--------|---|--------|-----------------------------|--------|
| 検針 | ← 令和6年4月請求分 |        | ← 令和6年6月請求分                                   |        |                             |        |
|    | ● 2/10検針    |        | ● 4/10検針                                      |        | ● 6/10検針                    |        |
| 支払 |             |        | 4月末支払 ●<br>2/11~3/31: 現行料金<br>4/1~4/10: 改定後料金 |        | 6月末支払 ●<br>4/11~6/10: 改定後料金 |        |

### ●奇数月10日検針の場合

| 年月 | 令和6年2月 | 令和6年3月      | 令和6年4月 | 令和6年5月  | 令和6年6月 | 令和6年7月                      |
|----|--------|-------------|--------|---|--------|-----------------------------|
| 検針 |        | ← 令和6年5月請求分 |        | ← 令和6年7月請求分                                   |        |                             |
|    |        | ● 3/10検針    |        | ● 5/10検針                                      |        | ● 7/10検針                    |
| 支払 |        |             |        | 5月末支払 ●<br>3/11~3/31: 現行料金<br>4/1~5/10: 改定後料金 |        | 7月末支払 ●<br>5/11~7/10: 改定後料金 |

## おわりに

水道は、安全・安心な生活に欠かすことのできないライフラインであり、将来にわたって安定して事業を継続していく必要があります。

そのためには、適切な水準の料金収入の確保が必要不可欠です。

今後も、能率的な経営を心掛けてまいりますので、このたびの水道料金の改定に、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ先】

かずさ水道広域連合企業団

企画財政課 企画財政班

電話：0438-38-4624

# ご清聴ありがとうございました

## 【参考】かずさ水道広域連合企業団水道審議会について

### ① 水道審議会とは

かずさ水道広域連合企業団水道審議会は、水道事業の適正かつ効率的な運営を図るため、重要な施策について調査及び審議を行う機関です。審議会委員は、学識経験を有する者及び水道の利用者のうちから委嘱され、現在は15名の委員をもって組織されています。（内訳：学識経験者が3名、水道の利用者が各市3名ずつ）

「かずさ水道広域連合企業団水道審議会条例」第2条において、「審議会は、広域連合企業長の諮問に応じ、水道料金の改定その他の水道事業に関する重要な施策について調査及び審議を行うものとする。」と規定されております。

今回の水道料金の改定の検討にあたって、令和5年8月に水道審議会に対し諮問を行い、審議会で審議していただいたうえで、同月に諮問に対しての答申をいただいております。

なお、水道審議会からの答申の内容を基に、水道料金の改定の方向性を決定しております。

## 【参考】かずさ水道広域連合企業団水道審議会について

### ② 答申の内容

水道審議会からいただいた答申の内容は主に以下のとおりです。

※水道審議会からの答申内容の詳細は、当企業団のホームページで掲載しております。

#### 【答申の内容（抜粋）】

1. 令和6年4月1日の料金改定はやむを得ないものであり、必要な平均改定率は、君津市域で23.10%、富津市域で26.15%、袖ヶ浦市域で11.01%であると判断する。
2. 3市の一般会計から営業助成補助金を繰り入れることにより、平均改定率を君津市域で16.00%、富津市域で13.07%、袖ヶ浦市域で9.84%まで抑える方針で調整しており、利用者の生活負担の軽減に資することができるものとする。
3. 料金表の作成方針については、令和11年度の4市域の料金統一を見据えるとともに、将来にわたって安定的な収益を確保することを目標に定めることは妥当であると判断する。

## 【参考】用語の解説

### ① 君津地域水道事業統合広域化基本計画

：平成19年度から統合までに、君津地域4市の水道事業と君津広域水道企業団は統合広域化の検討を行ってきましたが、その効果などを取りまとめたものが「君津地域水道事業統合広域化基本計画」です。

当企業団では、この基本計画に基づき事業を推進しているところであり、そのことから「君津地域水道事業統合広域化基本計画」を当企業団の水道事業ビジョン及び経営戦略として位置づけています。

### ② 収益的収支（損益収支）

：「水道料金による収入」や「水道水を作ったり届けたりすることなど水道事業の経営に必要となる費用」など、水道事業の経営活動に伴い発生するすべての収益とそれに対応するすべての費用で、資本的収支以外のものが収益的収支です。

具体的には、収入では水道料金収入が、支出では施設の維持管理費・減価償却費・企業債利息等がこれに該当します。

なお、収入から支出を差し引いたものが当年度純利益です。

## 【参考】用語の解説

### ③ 繰越留保資金

：地方公営企業の補てん財源として使用する企業内部に留保された資金の額のことであり、いわゆる運転資金のことです。繰越留保資金がマイナスになると日々の事業運営ができないということになります。

なお、資本的収支は基本的に赤字となりますので、この繰越留保資金から赤字分への補てんを行います。よって、ある程度の額の留保が必要となりますが、地方公営企業の繰越留保資金について具体的な目安はありません。当企業団では、基本計画での設定であり、改めて令和10年度までの資本繰りを推計したところおおむね問題がなかったことから、基本計画と同様に、木更津市14億円、君津市8億円、富津市6億円、袖ヶ浦市7億円、合計35億円を内部留保資金の目安としています。

### ④ 有収水量

：水道料金支払いの対象となる水量

## 【参考】用語の解説

### ⑤ 当年度純利益

：収益的収支の項目でも記載したとおり、収益的収支の収入から支出を差し引いたものが当年度純利益であり、1年間の経営活動の最終的な成果を示すものです。なお、収入から支出を差し引いたものがプラスの場合は当年度純利益（黒字）、マイナスの場合は当年度純損失（赤字）となります。

今回の水道料金改定の検討にあたっては、赤字にならない範囲での水道料金改定を検討しています。

### ⑥ かずさ水道広域連合企業団広域計画

：広域計画は、地方自治法第291条の7の規定に基づき議会の議決を経て作成する計画で、広域連合とその構成団体は、この計画に基づいて事務を処理するようにしなければなりません。

当企業団では、「君津地域水道事業統合広域化基本計画」を基に平成31年3月の議会の議決を経て「広域計画」を作成し、この計画に基づいて事業を推進しています。

## 【参考】用語の解説

### ⑦ 市域ごとの水道料金、会計について

：統合時に水道料金の統一が困難であったため、統合時には4市それぞれの料金体系を統一せずにのちに水道料金の統一を図ることとしました。基本計画では交付金による事業の終了直後である令和11年度（平成41年度）の料金統一を目標としています。よって、今回の水道料金の算定期間である令和6年度から令和10年度までの5年間は市域ごとに水道料金を算定することとなりますので、会計も市域ごととなります（セグメント会計）。今回の改定では市域ごとに算定し、4市それぞれ異なる水道料金を設定します。

### ⑧ 資本的収支

：施設の建設改良に関する投資的な収入と支出で、企業の将来の経営活動の基礎となり、収益に結びついていくものです。具体的には、収入では補助金・企業債等が、支出では施設の建設改良費・企業債償還金がこれに該当します。

## 【参考】用語の解説

### ⑨ 供給単価

: 水道水の販売単価（水道水を1トンあたりいくらで売るかというイメージ）。予算や決算においては、水道料金収入を有収水量（水道料金支払いの対象となる水量）で割ることによって算出されます。

事業費、費用等の増加などによって水道料金収入を増加する必要性が生じた場合に、販売単価である供給単価を高める（水道料金改定を実施する）ことで、不足する水道料金収入を確保します。

なお、水道料金収入以外の営業助成補助などの収入があれば、供給単価を下げるすることができます。